

2025(令和7)年度 部局マニフェスト ～私たちの組織使命と目標～

部局名	建設部
役職	部長
氏名	岩野 庄司
連絡先	0595-22-9722



業績目標の標語(指導者評価)
目標としていた達成水準を上回る成果を出した(100%超)
目標としていた達成水準に到達した(100%)
わずかに目標の達成水準に達しなかった(90%以上100%未満)
目標の達成水準には届かなかった(60%以上90%未満)
目標の達成水準までは遠い結果となった(60%未満)
目標達成のための取り組みが見られなかった

業績目標	表題	現状や課題	達成水準 (どこまでできれば達成したといえるか)
◎部局目標1 市民が安心・安全に暮らせるよう減災対策に取り組みます	関連の施策・基本事業No. — 河川浚渫工事の実施	<p>〈これまでの経緯〉 令和2年度より緊急浚渫推進事業債の活用により、浚渫工事を実施してきた。</p> <p>〈取り組む目的〉 気候変動等による浸水被害等を防ぐため、緊急的に河川の堆積土砂を撤去する。</p> <p>〈現状分析〉 浚渫予定河川の47河川(58箇所)の浚渫が完了した。 浚渫により河川の断面が確保され、越水の危険性が大幅に軽減できている。</p> <p>〈課題〉 緊急浚渫推進事業債が令和11年度まで延長されたため、早急に期間中の事業実施計画を策定する必要がある。</p>	<p>〈目標数値〉 6河川の浚渫及び竹木伐採工事を実施する。 12月までに浚渫が必要な箇所を抽出し、令和11年度までの事業計画(年10箇所)を策定する。</p> <p>〈達成された状態〉 河川の浚渫により適正な河川管理を行うことで、安心して安全な市民生活が確保できる。</p> <p>〈手段・工程〉 市が管理する河川の点検を実施し、浚渫が必要な箇所を抽出する。土砂の堆積量や周辺への影響を考慮し、実施の優先順位を付け事業計画を策定する。来年度の計画は9月までに策定し、予算に反映する。</p>
◎部局目標2 伊賀市都市マスタープランに掲げる「伊賀流多核連携型の都市構想」を基本に、住み続けられ他地域からも選ばれる都市の姿を目指します	関連の施策・基本事業No. — 「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」並びに「立地適正化計画」の市民等への周知	<p>〈現状分析〉 令和4年度に見直した「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」と「伊賀市立地適正化計画」に関して、昨年度(令和6年度)、市のYouTubeチャンネルで周知を行い、宅建業者を対象に認知度アンケートを実施した結果、70%の業者が計画を認知していることが分かった。なお、この「伊賀市立地適正化計画」とは緩やかにコンパクト化を図るものである。</p> <p>〈課題〉 「伊賀市立地適正化計画」を推進していくにあたり、宅建業者や事業者の協力と意識改革が重要である。計画区域内への対象施設の誘導率向上を目指し、詳細な計画内容を理解してもらう必要がある。</p>	<p>〈達成目標〉 70%以上の宅建業者が「伊賀市立地適正化計画」で示す詳細な計画内容を熟知している。</p> <p>〈目標が達成した状態〉 市都市マスタープランに掲げる将来都市構造への誘導が促進される。</p> <p>〈手段〉 令和6年度には立地適正化計画の概要説明動画をアップし、認知度70%を維持しつつ、市民に限らず幅広い層への情報提供を目的に、詳細な説明動画も公開して、誘導区域内への対象施設の誘導率を徐々に向上させる。 宅建業者へのアンケート調査を実施し、立地適正化計画の熟知度や理解度を把握し、今後の施策に活かしていく。</p>

達成状況 (自己評価)	理由

<p>◎部局目標3</p> <p>伊賀市都市マスタープランに掲げる「伊賀流多核連携型の都市構想」を基本に、住み続けられ他地域からも選ばれる都市の姿を目指します</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>良好な景観形成に向けた制度設計</p>	<p>〈現状分析〉</p> <p>「伊賀市中心市街地活性化基本計画」、「伊賀市歴史的風致維持向上計画」、「伊賀市景観計画」等それぞれの計画が連携するための、「伊賀市20世紀遺産のまちづくり検討会議」を設置し、庁内関係部との連携ができる体制が出来ている。景観計画については策定から15年以上が経過し、現状の住民ニーズに合っていない状態である。</p> <p>〈課題〉</p> <p>生活様式の変化に対応した現状に合う景観形成に向けた制度として見直す必要がある。また、都市計画道路について、都市計画決定から50年以上経過しているものもあり、これに伴う建築制限が長期化している。</p>	<p>〈達成目標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20世紀遺産のまちづくり検討会議を開催するとともに、課題等の解決に向けた具体的活動を行う。 ・景観計画見直し業務を実施し、その内容に関してのパブリックコメントの案を作成、実施する。 ・都市計画道路の見直しに向け県、市の関連部署などとの調整を行ない、都市計画道路の見直しの方向性を見出す。 <p>〈目標が達成した状態〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本の20世紀遺産20選」との融合が図られた新しい城下町におけるまちづくりのエリアが絞り込まれ、当該エリアにおける景観計画の課題が整理できている。 <p>〈手段〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市20世紀遺産のまちづくり検討会議を3回以上実施し、併せて具体的な活動を2件以上行う。 ・景観改定業務において、景観審議会等の意見を聴取し、パブリックコメントのための素案を作成のうえ、伊賀市景観審議会にて承認を得て、実施する。 ・都市計画道路見直しに関連する関係者調整を10回以上行う。
<p>◎部局目標4</p> <p>市民が安心して暮らせる街づくりを目指します</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>木造住宅等の耐震化</p>	<p>〈これまでの経緯〉</p> <p>国・県・市の補助制度の活用により耐震化を促進してきた。</p> <p>〈取り組む目的〉</p> <p>木造住宅等の耐震化を推進する。</p> <p>〈現状分析〉</p> <p>毎年継続して木造住宅の耐震診断・耐震補強(リフォーム共)等補助制度の活用を行っている。</p> <p>〈課題〉</p> <p>継続的な耐震化の普及啓発</p>	<p>〈目標数値〉</p> <p>年度内における木造住宅の耐震診断件数を50件とし、耐震改修工事及び耐震シェルター設置工事に係る補助件数をそれぞれ2件及び1件とする。</p> <p>〈達成された状態〉</p> <p>市民が住まいで安心して暮らせるまちづくりを実現する。</p> <p>〈手段・工程〉</p> <p>年2回の戸別訪問やパネル展示等を継続して実施するとともに、市発信の広報媒体を活用した広報(広報紙、ホームページ、インスタグラム、ケーブルテレビ等)や市内の建築事務所等へ周知啓発を行う。</p>

◎部局目標5	関連の施策・基本事業No. —	〈これまでの経緯〉	〈目標数値〉		
市民が安心して暮らせる街づくりを目指します	市営住宅の改善	<p>①単身高齢者等の住宅確保困難者の新規入居の設定を行い、連帯保証人規定を廃止した。</p> <p>②国交付金を活用した営繕工事を計画的に実施してきた。</p> <p>③用途廃止対象団地の用途廃止を計画的に実施してきた。</p> <p>〈取り組む目的〉</p> <p>①住宅確保要配慮者の市営住宅への入居に配慮する。</p> <p>②市営住宅の継続的な維持保全を行う。</p> <p>③伊賀市公共施設最適化計画における集約化を実施する。</p> <p>〈現状分析〉</p> <p>①連帯保証人規定を廃止し、単身高齢者等の入居者募集を行っている。</p> <p>②営繕工事を計画的に実施している。</p> <p>③用途廃止を計画を行うため、用途廃止対象住宅の移転補償を行っている。</p> <p>〈課題〉</p> <p>①連帯保証人を廃止した場合の既入居者の連帯保証人の取り扱いについての検討が必要となる。</p> <p>②老朽化に伴い、市営住宅の修繕費が年々増加している。</p> <p>③伊賀市公営住宅等長寿命化計画の見直しが必要である。(最適化計画との整合)</p>	<p>①単身高齢者等の新規募集を年1回以上行う。</p> <p>②国交付金工事の防水工事(1棟)を完成する。</p> <p>③今後の市営住宅の整備・管理方針の修正案を定める。</p> <p>〈達成された状態〉</p> <p>①住宅確保要配慮者の市営住宅への入居がより円滑にできる。</p> <p>②入居者の安心安全な居住が確保される。</p> <p>③市営住宅の集約等により適切な入居者管理を行うことができる。</p> <p>〈手段・工程〉</p> <p>①市営住宅内の募集住戸を選定し、必要な住戸修繕を行う。</p> <p>②修繕工事の早期発注を行い、迅速かつ確実に年度内工事を実施する。</p> <p>③庁内検討会議等の開催を行い、関係部署との情報共有と課題の整理を行うと共に、改良住宅入居者調査の精査を行う。</p>		

◎部局目標6	関連の施策・基本事業No. —	<これまでの経緯>	<目標数値>		
市民が安心して暮らせる街づくりを目指します	伊賀市空き家等対策計画の推進及び進捗管理	<p>人口減少及び都市部への人口集中による空き家の増加に対して</p> <p>①平成28年度から空き家バンクの運営を行うことで空き家の流通促進を行っている。</p> <p>②空き家の管理においては特定空家等への指定などにより活用不能な空き家の適正管理及び撤去に対する指導を行っている。</p> <p>③古民家等再生活用事業では中心市街地に古民家を活用したホテルの開業を支援することでにぎわいの創出に向けた事業推進を行っている。</p> <p><取り組む目的></p> <p>年々増加している空き家に対し新たな活用や適正管理を指導することで、地域住民の生活環境の保全に務めつつ、空き家を地域資源ととらえ、それらを活用することによる市外からの人の来訪に繋げる。</p> <p><現状分析></p> <p>①空き家バンクの成約実績 R4⇒39件、R5⇒36件、R6⇒38件 空き家成約実績は40件弱で推移している。</p> <p>②特定空家及び管理不全空家について (1) 戸数 特定空家 R4⇒約150戸 R5⇒約215戸 R6⇒約65戸 管理不全空家 R6⇒約100戸 (2) 財産管理人制度の活用 R5⇒2件(相続財産精算人制度、不在者財産管理人制度) R6⇒1件(所有者不明土地及び建物管理制度)</p> <p>③古民家等再生活用事業 ⇒5棟開業中 古民家を活用したホテル事業は全国的にも先進事例として取り上げられており、国や他市、各種団体の視察もあり本市のPR効果が大きい。 海外からの利用客も増加傾向であることから、本市の観光振興にも寄与している。</p> <p><課題></p> <p>人口減少社会が進む中では、各種施策を実施しても空き家が増加することが見込まれ、その中でも所有者不明等のために適切な維持管理がおこなわれない空き家が増加するなど、困難な案件が増えて来ている。 中心市街地においては、HOTELが整備されたものの、他の施設(飲食等)の出店が少ないことで、古民家の活用が進んでいない。</p>	<p>①空き家対策計画の作成 次期計画においては、分冊されていた古民家等再生活用指針と特定空家等対策計画を一つの計画にまとめた計画とする。</p> <p>②空き家の判断基準等について、誰もが理解できる簡単なマニュアルを作成することで空き家把握の標準化を行う。</p> <p>③空き家バンク ⇒年間成約数40件以上 ⇒年間登録件数55件以上</p> <p>④空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置 ⇒財産管理人制度1件(管理不全土地建物管理制度)</p> <p>⑤古民家再生活用事業 ⇒新規HOTEL2戸の増設に向けて民間事業者と連携して推進する。 ⇒新たな古民家等再生活用事業の研究を行う。</p> <p><達成された状態></p> <p>空き家の利活用が促進され、地域が活性化する。また、地域の生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家が減少する。</p> <p><手段・行程></p> <p>①空家対策協議会等に内容を図りつつ進捗管理を行う。</p> <p>②計画策定と平行し空き家対策に力をいれている地域と協働して作成を行う。</p> <p>③空き家バンク 空き家の活用促進に向け、関係団体や地域との連携強化による空き家登録の推進等を行う。</p> <p>④特定空家等対策 令和6年に制度化された新たな財産管理人制度の申立てを9月末までに行う。</p> <p>⑤古民家等再生活用事業 他市等の古民家活用事例の研究調査を行うことで再生活用の推進を行う。</p>		

<p>◎部局目標7</p> <p>安心・安全でスムーズに移動できるよう、道路網の機能強化を目指します</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>橋梁維持修繕の推進を図る</p>	<p>〈これまでの経緯〉</p> <p>橋梁修繕が必要な橋梁134橋に対し、必要な修繕措置を行ってきた。</p> <p>〈取り組む目的〉</p> <p>伊賀市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の事後保全から予防保全への転換を図り、橋梁の長寿命化並びに維持管理費用の縮減を図る。</p> <p>〈現状分析〉</p> <p>134橋のうち、116橋の修繕措置を完了している。</p> <p>〈課題〉</p> <p>持続可能な維持管理が行えるよう、コストの縮減と橋梁の集約・撤去を進める必要がある。</p>	<p>〈目標数値〉</p> <p>修繕が必要な9橋の修繕工事を実施する。伊賀市橋梁長寿命化計画に基づき、5橋の集約・撤去について、地区との協議を開始する。</p> <p>〈達成された状態〉</p> <p>橋梁修繕により、利用者への安全性や信頼性が確保され、安定した道路サービスの提供が可能となる。</p> <p>〈手段・工程〉</p> <p>コスト縮減に努め、9橋の修繕工事を実施する。集約・撤去に関しては、橋梁点検を実施し修理が必要となった橋や小規模で交通量の少ない橋を中心に抽出する。</p>	▶	
<p>◎部局目標8</p> <p>市民が安心して暮らせる街づくりを目指します</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>グリーンベルトを設置し、道路の交通安全対策の推進を図る</p>	<p>〈これまでの経緯〉</p> <p>令和6年度より新規事業として着手し、14路線のグリーンベルトを設置した。</p> <p>〈取り組む目的〉</p> <p>児童等が通学等に利用する道路にグリーンベルトを設置し、交通安全対策の推進を図る。</p> <p>〈現状分析〉</p> <p>実施済み路線については、自動車運転者に視覚的に意識付けし、歩行者の安全が確保できている。</p> <p>〈課題〉</p> <p>路面が傷んでいる路線にグリーンベルトを設置することは効率的でないため、舗装の修繕計画と併せて実施する路線を検討する必要がある。</p>	<p>〈目標数値〉</p> <p>10路線のグリーンベルトを設置する。年度末までに5年間の舗装修繕計画を策定する。</p> <p>〈達成された状態〉</p> <p>グリーンベルトにより、通学路であることを自動車運転者等に対して意識付けし、歩行者優先の安心な道路空間が確保できる。</p> <p>〈手段・工程〉</p> <p>学校、地域等と連携し、地域全体で交通安全の意識を共有し、整備効果の引き上げを行う。</p>	▶	
<p>◎部局目標9</p> <p>市民が安心・安全に暮らせるよう有事の際に備え体制を整備する</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>被災建築物応急危険度判定のための受け入れ体制を整備する。</p>	<p>〈これまでの経緯〉</p> <p>大地震被災時の応急危険度判定における体制が不十分である。資格を取得したり、講習会へ参加したり知識を得ている。</p> <p>〈取り組む目的〉</p> <p>応急危険度判定の受け入れ体制を強化する。</p> <p>〈現状分析〉</p> <p>体制に対するマニュアル、資料、道具の整備が不十分である上、人材も不足しており、実際に機能するか疑問である。</p> <p>〈課題〉</p> <p>マニュアル、資料、道具の整備が不十分であり、また実際の運用可能か確認を要する。</p>	<p>〈目標数値〉</p> <p>応急危険度判定本部の体制のマニュアル案を整備する。</p> <p>〈達成された状態〉</p> <p>マニュアルに基づいて応急危険度判定の体制が構築され、実際の機能する。</p> <p>〈手段・工法〉</p> <p>マニュアルの整備等、判定活動を推進するためのワーキンググループを設置し、年2回以上開催。課題解決を組織的に行う。</p>	▶	